

## 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願に係る添付書類

- 1 土地の登記事項証明書（全部事項証明書）（法務局）
- 2 公図の写し（法務局）
- 3 付近見取図（住宅地図又は、1/2500の白地図等）
- 4 印鑑証明書（市民課）
- 5 主たる従事者が長岡京市以外に居住の場合は、「農業の主たる従事者証明に係る営農証明」（居住地の農業委員会が発行）
- 6 関係書類
  - (1) 主たる従事者が死亡の場合  
〔相続登記が完了している場合〕
    - ・なし  
〔相続登記が未完了の場合〕
    - ・遺産分割協議書
    - ・相続関係図
    - ・相続関係を証する書面
      - ア 被相続人の原戸籍謄本
      - イ 被相続人の改製原戸籍謄本
      - ウ 被相続人の戸籍（除籍）謄本
      - エ 相続人全員の戸籍謄本
      - オ 相続人全員の印鑑登録証明書
      - カ その他
  - (2) 病气入院（1年以上）、身体的故障の場合
    - ・医師の診断書
  - (3) 養護老人ホーム等への入所の場合
    - ・入所した証明書など入所している事が分かるもの
  - (4) 著しい高齢による場合
    - ・医師の診断書

◇添付書類については、当農業委員会が上記以外に必要とする書類を添付していただくことがあります。

◇添付書類（土地の登記事項証明書、印鑑証明書等）の有効期間は、3か月と定めております。原本還付を希望される場合は、決裁後還付します。

◇代理人が手続きされる場合は、委任状を添付してください。